

大分県認定農業者組織連絡協議会規約

(目的)

第1条 本組織は、認定農業者制度の主旨に則り、地域組織間の連携を促進し、地域組織の活性化を図ることで、認定農業者の更なる経営発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は「大分県認定農業者組織連絡協議会」（以下、「本会」という）と称する。

(活動)

第3条 本会は、目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 認定農業者の経営改善、発展に関すること。
- (2) 地域認定農業者組織の活性化に関すること。
- (3) 地域認定農業者組織の連携強化に関すること。
- (4) 行政・団体との意見交換等に関すること。
- (5) 全国認定農業者協議会の行事等の参加に関すること。
- (6) 九州地区認定農業者組織の行事等の参加に関すること。
- (7) その他目的達成に必要な事項

(構成・会員)

第4条 本会は、正会員と個人会員をもって構成する。

- 2 正会員とは、大分県内の地域認定農業者組織である。
- 3 個人会員とは、本会に直接加入する大分県内の認定農業者である。

(入会)

第5条 入会を希望する組織は、本会が定める入会届を記入提出し、役員会にて入会を承認する。なお、すでに本会の活動に参画している地域認定農業者組織は、入会したものととする。

(退会)

第6条 退会を希望する正会員及び個人会員は、本会が定める退会届を記入提出することにより、退会することができる。事務局は退会届收受後直近の役員会にて報告する。

- 2 退会する会員は、退会届の提出日が属する年度会費は原則支払うものとする。

(役員)

第7条 本会の会員たる全地域認定農業者組織の代表者が理事及び監事を担う。

- 2 地域認定農業者組織は、本協会の改選時総会開催日以前の定める期間までに代表者を選出しなければならない。
- 3 本会の役員になる地域認定農業者組織の代表者には、地域認定農業者組織の正副会長及び相当者から選出する。選出方法は地域認定農業者組織に因るものとする。
- 4 総会において、全地域認定農業者組織代表者を本会の役員とすることを承認する。
- 5 役員の互選にて理事及び監事を選定する。なお、監事は2名とする。
- 6 総会において、理事の互選にて会長1名、副会長2名、会計1名を選定する。
- 7 地域認定農業者組織がない地域に所在する個人会員において、同一地域（市町村単位）に所在する個人会員が20名を超えた場合は、当該地域個人会員から代表者を選出することができるものとする。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 役員は、欠格事由に該当する場合を除き任期終了まで継続する。
 - 3 役員の欠格事由が生じた場合、役員の補充については役員会にて補充の可否とその人選を行い総会で承認する。補充者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 欠格事由は、以下のとおりとする。
 - (1) 死亡
 - (2) 地域認定農業者組織の会員ではなくなった場合
 - (3) 就任後処罰を受ける犯罪を行った場合
 - (4) 役員の継続が困難であると役員会にて認めた場合

(役員の職務)

- 第9条 役員は次の職務を遂行する。
- 2 会長は、本会の活動を総括する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できなくなったときにはその職務を代行する。
 - 4 会計は、本会の会計事務を処理する。
 - 5 監事は、本会の会計事務を監査する。

(総会)

- 第10条 総会は毎年1回開催し、臨時総会は役員会が必要と認めた場合開催する。
- 2 総会は会長が招集する。
 - 3 総会の議長は、会長があたる。
 - 4 総会は本会の活動に参画している地域認定農業者組織の議決権行使者の過半数の出席で成立する。委任状がある場合は、出席に含む。なお、議決行使者は本会役員とは別の地域組織会員を定めることとする。
 - 5 総会の議事は、出席地域認定農業者組織の過半数の同意をこれで決し、可否同数のときは出席個人会員の過半数の同意で決する。それでも可否同数の場合は、議長の決するところによる。書面開催の場合は、期日内に回収した同意書の過半数をもって決する。

(総会の議決)

- 第11条 総会において、次の事項を議決する。
- 2 事業計画並びに予算の決定
 - 3 事業報告並びに決算の承認
 - 4 規約の制定及び改廃
 - 5 役員の承認

(総会の議決権)

- 第12条 総会の議決権は、会員である地域認定農業者組織あたり1議決権と定め、当該組織の会長または組織が指定した者が会員を代表して行使する。
- 2 会員は、会長の召集に応じて原則出席しなければならない。ただし、以下の方法で議決権の行使並びに総会への出席とすることができる。
 - (1) 他の会員に議決権を委任する旨を書面に明記し会長に総会前日までに提出すること。
 - (2) 総会前日までに書面における議決を行い、その書面を会長に提出すること。

(総会の開催方法)

第 13 条 総会に諮る議案について、緊急の場合または会長が判断した場合は、書面における決議を行うことができる。

(役員会)

第 14 条 本会に役員会を置く。

- 2 役員会は、理事及び監事をもって構成する。
- 3 役員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 4 役員会は、総会につぐ決議機関で、緊急事項及び総会の権限以外の事項について議決する。
- 5 会長が判断した場合は、書面における決議を行うことができる。
- 6 役員会においては、次の事項を審議決定する。
 - (1) 総会に提出する議案に関する事項
 - (2) 事業執行に関する事項
 - (3) 臨時総会の開催
 - (4) 「新規入会申込書」による入会判断

(経理)

第 15 条 本会の活動経費は、負担金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 負担金は、1 地域認定農業者組織あたり 10,000 円、1 個人会員あたり 500 円とする。
- 3 経理に関し、別に経理規定を定め、経理の適正な執行を行う。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会計の取扱い)

第 17 条 本会の会計の取扱方法は、一般社団法人大分県農業会議会計規程等に準じた事務処理を行うこととする。

(会計書類の保存)

第 18 条 本会の会計書類の保存期間は、5 年とする。

- 2 前項の保存期間は、決算完結の日から起算する。

(所在地)

第 19 条 本会の所在地は、一般社団法人大分県農業会議に置く。

(事務局)

第 20 条 本会の事務局は、一般社団法人大分県農業会議に置く。

- 2 事務局には、事務局長及び担当職員を置く。
- 3 事務局長は、一般社団法人大分県農業会議 事務局長をもってその職にあてる。
- 4 担当職員は、一般社団法人大分県農業会議 担い手・経営対策課の職員をもってその職にあてる。
- 5 事務局の職務は、以下のとおりとする。
 - (1) 事務局長は、会長の命を受け、事務を処理する。
 - (2) 担当職員は、事務局長の指揮を受け、事務を処理する。

附則

- 1 この規約は、平成20年7月22日から施行する。
- 2 平成24年5月25日一部改正
- 3 平成26年7月16日一部改正
- 4 平成28年8月29日一部改正
- 5 平成30年8月31日一部改正
- 6 令和元年8月26日一部改正
- 7 令和3年5月28日一部改正
- 8 令和5年7月28日一部改正
- 9 令和6年5月31日一部改正

大分県認定農業者組織連絡協議会旅費に関する内規

1. 旅費の取扱いについては「一般社団法人大分県農業会議旅費に関する内規」及び「一般社団法人大分県農業会議 旅費支給に関する取扱いについて」を準拠し旅費支給するものとする。
2. 旅費を支給する者については、次のとおりとする。
 - ①大分県認定農業者組織連絡協議会運営に従事する職員
 - ②外部講師等
 - ③全会員参集の組織活動とは別に会議等に出席する理事及び監事
 - ④大分県認定農業者組織連絡協議会組織検討委員会に出席する委員

附則

1. この内規は、令和5年2月3日から施行する。